

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項に基づいて、令和3年12月21日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の肢体不自由の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害の級別（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を6級と認定とした部分を不服として、2級への変更を求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

令和2年9月より診断書名で会社を休職中である。2年間でペインクリニックにて70回ブロックしている。1キロメートルも歩けない。両足、両カカトが痛み、しびれてくる。直立不動、上り階段は無理である。朝起きたとき、立ち上がることができず、トイレに行けない為、オムツを使用している時がある。以上であるから、本件処分は違法不当である。

同封のCD-ROMにて解析及び診断を願いたい。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 4月20日	諮問
令和5年 5月29日	審議（第78回第4部会）
令和5年 6月26日	審議（第79回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）4条は、法15条1項の規定による手帳の交付の申請は、市の区域内に居住地を有する者にあつては当該居住地を管轄する福祉事務所の長を経由して行わなければならないとしている。

そして、法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表によ

り定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

(2) 東京都においては、上記(1)に基づき、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による委任を受けて「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

(3) 処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

その際、処分庁は、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）を踏まえつつ、診断書の記載内容全般を基にして、上記のとおり認定基準及び等級表解説に則って、客観的に判定を行うべきものである。

## 2 本件処分について

以下、本件診断書の記載内容（別紙1参照）を前提として、本件処分における違法又は不当な点の有無について検討する。

(1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、下肢の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	下肢機能障害
1級	両下肢の機能を全廃したもの
2級	両下肢の機能の著しい障害

3級	一下肢の機能を全廃したもの
4級	両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 一下肢の機能の著しい障害 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
5級	一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 一下肢の足関節の機能を全廃したもの
6級	一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級	両下肢のすべての指の機能の著しい障害 一下肢の機能の軽度の障害 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの

等級表の備考2は、肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とするとしている。

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

以下、メートルはm、キロメートルはkmと表記する。

(2) 請求人の障害等級について

ア 本件診断書によれば、請求人の障害名は、外傷による腰椎椎間板ヘルニアを原因とする両下肢疼痛及び感覚障害と診断されている（別紙1・I・①、②及び④）。感覚障害及び運動障害は両下肢全体に及んでおり（別紙1・II・一・参考図示）、疼痛と異常感覚のため、歩行能力（補装具なしで）は2km以上歩行不能、起立位保持（補装具なしで）は30分以上困難とされている（別紙1・II・三）。

しかし、動作・活動の評価では、「〔はしで〕食事をする」及び「ブラシで歯を磨く」のそれぞれ左が×（全介助又は不能）、「コップで水を飲む」の左が△（半介助）とされているほかは、全て○（自立）と診断され（別紙1・II・二）、下肢機能に関する動作・活動能力は良好に保たれていると認められ、関節可動域（ROM）及び筋力テスト（MMT）の評価については記載がないことから（別紙1・III）、左右の

下肢の関節可動域及び筋力について制限があるとは認められない。

また、備考欄に「両下肢の異常感覚と疼痛が中心です。」と診断されているが、本件診断書には、上記のとおり関節可動域及び筋力テストの測定結果の記載がないほか、エックス線写真等により診断したとの記載もないことから、「疼痛による障害があることが医学的に証明されるもの」に該当しない（別紙2・第3・1・(2)・ア）。

請求人の下肢については、下肢全体の関節可動域、動作・活動の評価から支持性、運動性は保たれていると判断され、両下肢の機能障害に該当するかを等級表解説に照らしてみると、両下肢の機能障害の「全廃」（1級）の「・・・歩行の不可能なもの」又は「著しい障害」（2級）の「独歩は不可能であるが、室内における補助的歩行（補装具なし）の可能なもの」には該当しない（別紙2・第3・2・(2)・ア）。

そして、等級表にはないが等級表解説のその他の留意事項に基づいて、両下肢ともにほぼ同程度の障害があるものとして両下肢の機能障害3級、4級に該当するかをみるため、一下肢の機能全廃（3級）又は一下肢の機能の著しい障害（4級）と同程度であるかについてみると、「歩行能力（補装具なしで）は2 km以上歩行不能」と診断されていることから、3級の「100 m以上の歩行が不可能なもの」及び4級の「1 km以上の歩行が不可能なもの」（別紙2・第3・3・(3)・ク・(ア) 及び(イ)）に該当しない。

次に、一下肢の機能障害に該当するかを等級表解説に照らしてみると、「歩行能力（補装具なしで）：2 km以上歩行不能」及び「起立位保持（補装具なしで）：30分以上困難」と診断されていることから、左下肢又は右下肢は、それぞれ、一下肢の機能障害の「全廃」（3級）の「・・・患肢で立位を保持で

きないもの」には該当しない（別紙 2・第 3・2・(2)・イ・(7)）。また、「著しい障害」（4 級）として例示されているうちの一つである「30 分以上起立位を保つことのできないもの」には該当するが（別紙 2・第 3・2・(2)・イ・(1)・b）、上記のとおり、下肢機能に関する動作・活動能力は良好に保たれており、左右の下肢の関節可動域及び筋力について制限があるとは認められないことからすると、疼痛や異常感覚はあるものの、著しい障害があるとまでは認められず、「軽度の障害」（7 級）の「2 km 以上歩行不能」に該当するものと判断するのが相当である（同・(ウ)・a）。

そうすると、請求人の下肢の機能障害は、左下肢又は右下肢の機能について、それぞれ「一下肢の機能の軽度の障害」として 7 級と認定するのが相当である。

#### イ 総合等級

請求人の障害程度については、肢体不自由の 7 級に該当する障害が 2 つ重複しているので、等級表備考 2 により、障害等級 6 級と認定するのが相当である。

- (3) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「腰椎椎間板ヘルニアによる下肢機能障害【両下肢機能の軽度障害】（6 級）と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 3 請求人の主張

請求人は、上記（第 3）のとおり主張し、本件処分の違法性又は不当性を主張し、請求人が提出した CD-ROM により解析及び診断をすることを求めているものと解される。

しかし、上記 1・(2)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級 6 級と認定することが相当で

あることは上記 2 記載のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」とおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子

別紙 1 及び別紙 2 (略)